

# 独立役員届出書

## 1. 基本情報

会社名	株式会社野村総合研究所		コード	4307
提出日	2023/5/29	異動(予定)日	2023/6/23	
独立役員届出書の提出理由	・2023年6月23日開催の定時株主総会において社外役員の選任議案が付議されるため。 ・社外取締役大宮英明氏が、当該定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任するため。			
<input checked="" type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している(※1)				

## 2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役/ 社外監査役	独立役員	役員の属性(※2・3)												異動内容	本人の同意		
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l			該当なし	
1	坂田 信以	社外取締役	○														○		有
2	大橋 徹二	社外取締役	○														○		有
3	小堀 秀毅	社外取締役	○														○	新任	有
4	小酒井 健吉	社外監査役	○														○		有
5	南 成人	社外監査役	○														○		有
6	高澤 靖子	社外監査役	○														○		有

## 3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明(※4)	選任の理由(※5)
1		化学業界において安全性などに関する研究者及び責任者として、長年にわたり企業の技術戦略をサステナビリティの視点で評価する活動に携わってこられました。また、当社の取締役会や指名諮問委員会・報酬諮問委員会において、サステナビリティ、ダイバーシティの確保や人材育成に関する議論を深化させる等、当社の経営監督機能の強化に貢献してこられました。引続き当社の取締役会及び指名諮問委員会・報酬諮問委員会の構成員として、その豊富な経験と高い見識を活かして、客観的な立場から当社の経営を監督していただくため、社外取締役として選任しています。 なお、同氏は、後記4「補足説明」に記載の当社が定める「社外役員の独立性判断基準」の要件を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しています。
2		長年にわたり株式会社小松製作所の経営に携われ、建設現場のデジタル化を進める等、同社のイノベーションによる成長を推進してこられました。また、当社の取締役会や指名諮問委員会・報酬諮問委員会において、経営全般に関して幅広い確かな意見を述べられる等、当社の経営監督機能の強化に貢献してこられました。引続き当社の取締役会及び指名諮問委員会・報酬諮問委員会の構成員として、その豊富な経験と高い見識を活かして、客観的な立場から当社の経営を監督していただくため、社外取締役として選任しています。 なお、同氏は、後記4「補足説明」に記載の当社が定める「社外役員の独立性判断基準」の要件を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しています。
3		長年にわたり旭化成株式会社の経営に携われ、同社グループの成長に向けて事業ポートフォリオマネジメントや人材育成、研究開発等の戦略を推進してこられました。当社の取締役会及び指名諮問委員会・報酬諮問委員会の構成員として、その豊富な経験と高い見識を活かして、客観的な立場から当社の経営を監督していただくため、社外取締役として選任しています。 なお、同氏は、後記4「補足説明」に記載の当社が定める「社外役員の独立性判断基準」の要件を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しています。
4		長年にわたり株式会社三菱ケミカルホールディングスを始めとする同社グループ各社の経営に携われ、経理財務部門の業務経験および最高財務責任者としての経験をお持ちであります。その経歴を通じて培われた豊富な経験と高い見識を活かして、客観的な立場から当社取締役の職務執行を監査していただくため、社外監査役として選任しています。 なお、同氏は、後記4「補足説明」に記載の当社が定める「社外役員の独立性判断基準」の要件を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しています。
5		監査法人の理事長代表社員を務められ、監査法人の経営経験や公認会計士としての長年にわたる経験をお持ちであります。その経歴を通じて培われた財務・会計に関する豊富な経験と高い見識を活かして、客観的な立場から当社取締役の職務執行を監査していただけるものと判断し、社外監査役として選任しています。 なお、同氏は、後記4「補足説明」に記載の当社が定める「社外役員の独立性判断基準」の要件を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しています。
6		長年にわたり企業の法務部門における業務経験および弁護士としての経験をお持ちであります。その経歴を通じて培われたコーポレートガバナンスやリスク管理に関する豊富な経験と高い見識を活かして、客観的な立場から当社取締役の職務執行を監査していただくため、社外監査役として選任しています。 なお、同氏は、後記4「補足説明」に記載の当社が定める「社外役員の独立性判断基準」の要件を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しています。

## 4. 補足説明

当社は、次のとおり「社外役員の独立性判断基準」および「株主の議決権行使に影響を及ぼすおそれがないものと判断する軽微基準」を定めています。 <b>【社外役員の独立性判断基準】</b> 当社は、社外役員が、東京証券取引所が定める独立性基準に加え以下の要件を満たしている場合に、独立性を有していると判断しています。 (1)当社の主要株主(主要株主が法人等である場合には、現在および最近10年以内において、その業務執行者)でないこと。 (2)当社の主要取引先(主要取引先が法人等である場合には、現在および最近10年以内において、その業務執行者)でないこと。 <b>【株主の議決権行使に影響を及ぼすおそれがないものと判断する軽微基準】</b> 当社は、属性項目(取引)に関して軽微基準を定めており、「当社又は相手先の総売上高に占める割合が1%未満の取引」は、独立性に与える影響がないため記載対象外としています。
--

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- 上場会社又はその子会社の業務執行者
- 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与(社外監査役の場合)
- 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- 上場会社の親会社の監査役(社外監査役の場合)
- 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

以上のa~lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。  
 ※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。  
 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a~lのいずれかに該当している場合には、その旨(概要)を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。